

果樹生産維持・拡大のために

# 「果樹経営支援対策事業」を活用しましょう

## ★果樹経営支援対策事業とは

農林水産省は、果樹産地の構造改革を進め、担い手の経営安定、競争力のある果樹産地の構築を図ることにより、高品質な国産果実の安定的な供給を目指しています。果樹経営支援対策事業は、その支援策として産地育成のため、産地計画に基づき行われる優良品目・品種への転換、園地整備など、前向きな取組みに対して支援を行う事業です。

## ★メニュー紹介（主要なもののみ）

### （1）優良品目・品種への改植・新植（補助率：定額又は1/2以内）

	改植・新植の内容（例）	単価（括弧内は新植支援単価）
慣行栽培	みかん等のかんきつ類	23(21)万円/10アール
	かんきつ類以外の主要果樹※	17(15)万円/10アール
	りんごのわい化栽培、葡萄(加工用)の垣根栽培	33(32)万円/10アール
省力樹形	超高密植(トールピントル)栽培(りんご)	73(71)万円/10アール
	根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)	100(99)万円/10アール
	ジョイント栽培(なし、もも、すもも等)	33(32)万円/10アール

※ 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。

令和2年度より要件に各品目・栽培方法で植栽密度の下限が設定された。

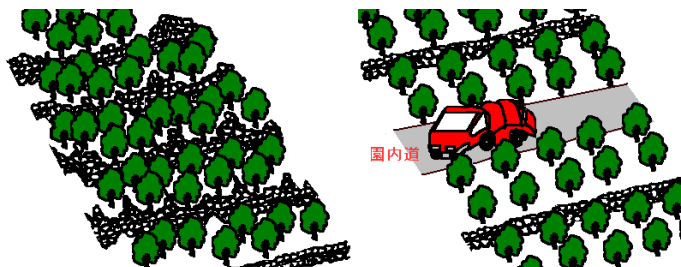
### （2）果樹未収益期間支援事業（補助率：定額）

○果樹経営支援対策事業を活用して優良品目・品種への新植・改植を実施した担い手に対して、その後の未収益期間（5年間）のうち、植栽初年度を除いた4年間の果樹の育成経費の一部を定額で支援します。

5.5万円/10アール×改植の翌年から4年分(最大) = 22万円/10アール

### （3）小規模園地整備（補助率：1/2以内）

- 園内道の整備
- 傾斜の緩和
- 土壌土層改良
- 排水路の整備



## (4) その他整備事業・特認事業について（補助率：1/2 以内）

- 用水・かん水施設の整備
- モノレールの設置
- 防風ネットの設置
- 防霜ファンの設置

近年被害の多い病害虫を防止する目的で設置する防風ネットや多目的防災網、霜害を防止する防霜ファンの設置にも活用できます。（単なる更新や資材購入は対象外）

## ★主な要件について

**産地での協議会の設立、産地計画の策定、事業内容ごとの要件を満たしていることが必要となります。**

面積要件は下記のとおりとなります。（改植、新植は植栽密度の下限もあり）

- (1) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策等…おおむね2アール以上
- (2) 小規模園地整備、用水・かん水施設の設置等、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等…おおむね10アール以上

既に地域で産地協議会を設立済みの場合もございます。その他、ご自身の園地が条件を満たしているのか等ご不明な点はお近くのJAまでお問い合わせください。

JA全農にいがたでは事業実施団体として、(公財)中央果実協会から承認を受けており本県での申請に関する業務を行っております。今後も本事業を通じ、園芸生産拡大に向けた支援を行ってまいります。

## ★実例紹介



事業内容：防風網  
園地場所：新潟市南区  
品目：桃



事業内容：改植  
園地場所：佐渡市  
品目：りんご



事業内容：新植  
園地場所：新潟市南区  
品目：いちじく

以上

(園芸部 園芸振興課)